

平成26年 No.21

国立大学法人東京学芸大学の理事及び東京学芸大学の副学長の職務分担等に関する
取決めの一部を改正する取決め

改正理由

理事及び副学長の新体制への変更に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

平成26年 4 月 2 日 役員会 審議・承認

国立大学法人東京学芸大学の理事及び東京学芸大学の副学長の職務分担等に関する取決めの一部を改正する取決めに次のように制定する。

平成26年4月3日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

国立大学法人東京学芸大学の理事及び東京学芸大学の副学長の職務分担等に関する取決めの一部を改正する取決め

国立大学法人東京学芸大学の理事及び東京学芸大学の副学長の職務分担等に関する取決め（平成20年3月28日制定）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学の理事及び東京学芸大学の副学長の職務分担等に関する取決めの一部改正について

改正理由：理事及び副学長の新体制への変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
(趣旨) 第1 この取決めは、国立大学法人東京学芸大学役員規程（平成16年規程第31号）第5条第2項及び東京学芸大学副学長規程（平成16年規程第39号）第4条の規定に基づき、国立大学法人東京学芸大学理事（以下「理事」という。）及び東京学芸大学副学長（以下「副学長」という。）の担当名の表記及び職務分担（以下「職務分担等」という。）について定めるものとする。 (理事の職務分担等) 第2 理事の職務分担等は、次のとおりとする。 (1) 理事（<u>総務・国際</u>担当） <u>総務</u>，<u>国際</u>，<u>社会連携</u>に関すること。 (2) 理事（<u>教育・特命事項</u>担当） <u>教育</u>，<u>研究</u>，<u>特命事項</u>に関すること。 (3) 理事（<u>学生・入試</u>担当） <u>学生</u>，<u>入試</u>に関すること。 (4) 理事（<u>財務・労務</u>担当） <u>財務</u>，<u>労務</u>に関すること。 (副学長の職務分担等) 第3 副学長の主な職務分担等は、次のとおりとする。 (1) 副学長（<u>総務・国際</u>担当） <u>国際戦略推進本部</u>，<u>社会連携推進本部</u>，<u>センター（留学生センター）</u>に関すること。	(趣旨) 第1 この取決めは、国立大学法人東京学芸大学役員規程（平成16年規程第31号）第5条第2項及び東京学芸大学副学長規程（平成16年規程第39号）第4条の規定に基づき、国立大学法人東京学芸大学理事（以下「理事」という。）及び東京学芸大学副学長（以下「副学長」という。）の担当名の表記及び職務分担（以下「職務分担等」という。）について定めるものとする。 (理事の職務分担等) 第2 理事の職務分担等は、次のとおりとする。 (1) 理事（<u>教育・附属学校</u>担当） <u>教育</u>，<u>入試</u>，<u>附属学校等</u>に関すること。 (2) 理事（<u>総務・国際</u>担当） <u>総務</u>，<u>国際</u>，<u>広報・情報基盤</u>，<u>点検評価等</u>に関すること。 (3) 理事（<u>財務・労務</u>担当） <u>財務</u>，<u>労務</u>，<u>社会連携等</u>に関すること。 (4) 理事（<u>経営戦略等</u>担当） <u>経営戦略</u>に関すること。 (副学長の職務分担等) 第3 副学長の主な職務分担等は、次のとおりとする。 (1) 副学長（<u>教育・附属学校</u>担当） <u>教員養成カリキュラム改革推進本部</u>，<u>男女共同参画推進本部</u>，<u>附属学校</u>，<u>センター（理科教員高度支援センター）</u>に関すること。

(2) 副学長（教育・特命事項担当）

大学院（修士課程，教職大学院），教員養成カリキュラム改革推進本部，センター（理科教員高度支援センター）に関すること。

(3) 副学長（学生・入試担当）

総合学生支援機構，センター（保健管理センター，学生支援センター）に関すること。

(4) 副学長（財務・労務担当）

受託業務推進本部，教員養成開発連携機構，学芸の森環境機構に関すること。

(5) 副学長（大学改革・広報・情報担当）

広報・情報基盤，広報企画室，FD・SD推進本部，情報基盤整備推進本部，センター（情報処理センター）に関すること。

(6) 副学長（研究・評価担当）

大学院（博士課程），点検評価，企画評価室，教育実践研究推進本部，男女共同参画推進本部，センター（環境教育研究センター，教育実践研究支援センター，国際教育センター，教員養成カリキュラム開発研究センター，教員養成開発連携センター）に関すること。

(7) 副学長（附属学校・特命事項担当）

附属学校・特命事項に関すること。

〔省略〕

附 則

この取決めは，平成26年4月3日から施行し，平成26年4月1日から適用する。

(2) 副学長（総務・国際担当）

広報企画室，国際戦略推進本部，情報基盤整備推進本部，センター（留学生センター，情報処理センター）に関すること。

(3) 副学長（財務・労務担当）

社会連携推進本部，受託業務推進本部，教員養成開発連携機構，学芸の森環境機構に関すること。

(4) 副学長（学生・大学院担当）

大学院（修士課程，教職大学院），FD・SD推進本部，総合学生支援機構，センター（保健管理センター，学生相談センター，学生キャリア支援センター，障がい学生支援室）に関すること。

(5) 副学長（研究・大学改革担当）

研究，大学院（博士課程），企画評価室，教育実践研究推進本部，（環境教育研究センター，教育実践研究支援センター，国際教育センター，教員養成カリキュラム開発研究センター，教員養成開発連携センター）に関すること。

〔省略〕